

「なるほど！介護保険」の変更点について

『なるほど！介護保険』（令和6年6月発行）の内容が一部変更となりましたので、読み替えてご対応くださいますようお願いいたします。

7 ページ

●要介護認定の申請をします

受付窓口

変更前	変更後
各支所 地域振興・市民生活課（栃尾支所は市民生活課）	各支所 地域振興・市民生活課

申請に必要なもの

変更前	変更後
健康保険の保険証	医療保険加入情報がわかるもの （有効期限内の健康保険の保険証や資格確認書など）

13 ページ

●生活サポート事業（シルバー人材センター）

事業内容

変更前	変更後
草取り（玄関まわりなど、生活行為の妨げとなる範囲）	削除

利用頻度

変更前	変更後
年間利用上限を、1人当たり48時間とする	月利用上限を、1人当たり4時間とする

16 ページ

●長岡市の要介護認定原因疾病

変更前	変更後
※介護保険課 年齢区分別原因疾病 令和4年度累計 5位 心疾患 「認知症」「脳血管疾患」「心疾患」は、循環器疾患（高血圧）や糖尿病といった生活習慣病によりリスクが高まります。	※介護保険課 年齢区分別原因疾病 令和5年度累計 5位 悪性新生物 「認知症」「脳血管疾患」「悪性新生物」は、塩分や糖分の摂り過ぎ、運動不足、喫煙といった生活習慣によりリスクが高まります。

18 ページ

●通いの場支援事業



▲詳しくはこちらから

24 ページ

●第9期（令和6年度～令和8年度）の保険料
保険料段階区分（第1、第2、第4、第5段階）

変更前	変更後
合計額が [※] 80万円	合計額が [※] 80.9万円

28 ページ

●長岡市 担当課連絡先

変更前	変更後
栃尾支所 市民生活課 TEL 52-5836	栃尾支所 地域振興・市民生活課 TEL 52-2157